

公的年金制度の沿革

		大正 15	昭和 10	昭和 20	昭和 30	昭和 40	昭和 50	昭和 60	平成 9	
被 用 者	一般被用者			労働者年金保険法 (昭 17.6.1)	旧厚生年金保険法 (昭 19.10.1)	厚生年金保険法 (昭 29.5.1)				
	船員			船員保険法 (昭 15.6.1)				厚生年金に統合 (昭 61.4.1)		
	公務員等	国家公務員	官吏恩給法	恩給法(大正 12.10.1)		旧国家公務員共済組 合法(昭 23.7.1)	国家公務員共済組合法(昭 34.1.1)		国家公務員等共済 組合法(昭 59.4.1)	国家公務員 共済組合法
		公職 共企業 体員					公共企業体職員等共済組合法 (昭 31.7.1)		厚生年金に 統合 (平 9.4.1)	
	地方公務員	退隠料条例		恩給法(大正 12.10.1)		旧国家公務員共済組 合法(昭 23.7.1)	国家公務員共済組 合法(昭 34.1.1)	地方公務員等共済組 合法 (昭 37.12.1)		
						市町村職員共済組合法(昭 30.1.1)				
						恩給組合条例(昭 27)				
	私立職 学員 校				私立学校教職員共済組合法 (昭 29.1.1)					
	農団 林体 漁職 業員				厚生年 金保 険 法 (昭 29)	農林漁業団体職員共済組合法 (昭 34.1.1)				厚年 統 合 (平 14.4. 1)
非 被 用 者	自営 業者					国民年金法 (昭 36.4.1)				
	その 他							農業者年金基金法 (昭 46.1.1)		

・国民皆年金の確立

・基礎年金制度導入
(昭 61.4.1)